

議案第二号

起債金額の変更について

昭和三十七年十月二十日議決の起債金額と次のとおり変更するものとする。

記

議決済 議案番号	起債目的	議決済 起債金額	変更 起債金額	変更事由
第七七号	義務教育施設整備事業費 (統合三朝中学校建設事業)	一四、四〇〇 <small>千円</small>	一六、九〇〇 <small>千円</small>	起債金額追加決定のため
第七八号	義務教育施設整備事業費 (統合三朝中学校寄宿舎建設事業)	二、三〇〇 <small>千円</small>	二、四〇〇 <small>千円</small>	起債金額追加決定のため

昭和三十八年一月十八日提出

三朝町長 坂出 雅巳

昭和三十八年一月十八日原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



議案第三号

起債について

左記のとおり起債するものとする。

記

一 起債金額 金七百四十万円也

一 起債目的 過半発生補助災害復旧事業費に充当するため

一 利率 年率割以内

一 借入先 大蔵省資金運用部

一 借入時期 昭和三十七年度

財政又は工事施行の都合で起債の全部又は一部を翌年度

に繰越して借入れることができる。

一 償還方法 借入先の貸付条件による。

但し財政の都合により繰上げ償還をし、又は償還年限を

短縮し若しくは低利債に借換えることができる。

一 償還財源 税収その他一般支入

昭和三十一年一月十八日提出

三朝町長坂出雅巳

昭和三十一年一月十八日原案可決

三朝町議會議長

矢田秀雄

